

販売代理店契約交渉のポイント

■独占権

- ◆独占販売代理店契約とする。但し、メーカー自ら、エリア内において販売活動を行うことができる。
- ◆独占権を認められるエリアは東京都、埼玉、千葉の3県とする。
- ◆上記独占権の見返りに販売店は下記の条件に賛成する。
 - (a)最低販売保証: 2, 000万円/年を保証、未達成の場合は差額を補償
 - (b)競業避止義務(本契約締結時点で既に取扱っている製品は対象外)
 - (c)コミッションの請求権発生はメーカーのエンドユーザからの対価の受領後
 - (d)エリア外において、積極的に本製品の注文を集めないこと